

岡山大学附属図書館貴重資料利用要項

〔平成24年9月20日〕
館長裁定

改正 平成26年3月17日

改正 平成30年6月6日

改正 令和元年7月11日

改正 令和3年3月10日

(趣旨)

第1条 岡山大学附属図書館利用内規第9条第2項に基づき、貴重資料の利用について、必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 貴重資料の範囲は、次の各号に掲げる附属図書館所蔵の各文庫等に含まれる現物、及びその複製物とする。

- 一 池田家文庫
- 二 三浦家文書
- 三 地方資料
- 四 古医書集成
- 五 ペッフアー文庫
- 六 大原漢籍文庫
- 七 大原農書文庫
- 八 個人文庫
- 九 その他館長が指定した資料

2 前項に掲げる複製物の範囲は、次の各号に掲げる資料とする。

- 一 マイクロフィルム及びそれに類するもの（以下「マイクロフィルム等」という。）
- 二 デジタルデータ
- 三 軸装複製絵図
- 四 その他館長が指定した資料

(利用の要件)

第3条 貴重資料の利用は、教育、学術、文化、又は館長が特に認めた用途に供することを目的とする場合に限る。

2 附属図書館は、貴重資料の状態その他の理由により、利用を制限することができる。

第4条 貴重資料を利用する者（以下「利用者」という）は、火気、湿気、光、手垢、筆記用具等による貴重資料への悪影響を回避し、防犯に努めることにより、破損、汚損、紛失及び盗難等を最大限防止する義務を有する。

2 万一破損、汚損、紛失又は盗難等が生じた場合、利用者は附属図書館と協力して原状の回復に努める義務を有する。又、原状回復に係る費用は、すべて利用者の負担とする。

（マイクロフィルム等の閲覧及び複写）

第5条 マイクロフィルム等の閲覧及び複製を希望する者は、貴重資料マイクロフィルム等閲覧・複写願（様式1）を提出しなければならない。ただし、相互利用サービスの一環としての複写は、この限りでない。

第6条 マイクロフィルム等の複写は、附属図書館設置のプリンタからの出力による。

2 複製に係る料金は、岡山大学附属図書館文献複写要項に準拠し、すべて利用者の負担とする。

（デジタルデータの閲覧及び公開・提供）

第7条 デジタルデータの閲覧を希望する者は、貴重資料デジタルデータ閲覧願（様式2）を提出しなければならない。ただし、インターネット上で公開しているデジタルデータについては、この限りでない。

2 インターネット上で公開しているデジタルデータのうち、特定の身分・地名等人権侵害につながる恐れのある記述が含まれるものについては、館長が高精細画像の公開の可否を判断する。

第8条 デジタルデータの提供を希望する者は、貴重資料デジタルデータ提供申請書（様式3-1）を提出し、貴重資料デジタルデータ提供許可書（様式3-2）による館長の許可を得なければならない。ただし、第14条に規定した申請を行う者は、同条の手続きをもって本申請及び許可に代えることができる。

2 インターネット上で公開しているデジタルデータのうち、別表1に指定するデータベースに含まれるものの利用については、前項の規定にかかわらず、申請の手続きを要しない。

第9条 デジタルデータの提供は、デジタルデータを保存した記録媒体の貸与により行う。

利用者は、デジタルデータを受領後、30日以内に記録媒体を返却する義務を有する。

2 記録媒体の作成に係る費用は無償とするが、宅配又は郵送等による送付を行う場合は、往復の送料をすべて利用者の負担とする。

第10条 附属図書館がデジタルデータを所蔵していない場合、附属図書館が指定する業者への委託によりデジタルデータを作成し、提供を行う。利用者は、作成したデジタルデータの複製を収めた記録媒体を、附属図書館に寄贈する義務を有する。

2 デジタルデータの作成等に係る費用は、すべて利用者の負担とする。

(現物の閲覧及び自己撮影)

第11条 現物の閲覧及び自己撮影を希望する者は、貴重資料現物閲覧・自己撮影願(様式4)を提出しなければならない。

2 附属図書館の指示する閲覧及び自己撮影の条件に同意する場合に限り、閲覧及び自己撮影を認める。

第12条 現物の閲覧及び自己撮影は、利用可能なマイクロフィルム等又はデジタルデータが存在しない場合、又はやむを得ない事由がある場合に限り認める。

第13条 現物の自己撮影は、利用者手持ちの機器を使用し、筆写によるメモの代替を目的とした場合に限る。

2 自己撮影に係る費用は、すべて利用者の負担とする。

(出版物への掲載等)

第14条 貴重資料の画像、映像、翻刻又はそれに類するものを次の各号に掲げる用途に使用する者は、貴重資料掲載申請書(様式5-1)を提出し、貴重資料掲載許可書(様式5-2)による館長の許可を得なければならない。

- 一 出版物、映像資料、教材又は発表資料への掲載
- 二 ウェブサイト等インターネット上への掲載
- 三 放送番組での使用
- 四 その他公衆の利用に供する場合

第15条 前条第一号のうち、出版社等の企画による営利出版物等への掲載については有償とし、文部科学省著作教科書の出版料算定規則(文部省令第27号、昭和24年7月23日)を準用して、次の計算式により掲載料を算定する。

$$\text{税込定価} \times (\text{掲載頁数} / \text{総頁数}) \times (3 / 100) \times \text{発行部数}$$

2 前項に該当する出版物等のうち、電子書籍として販売するものについては、前項の計算式の発行部数に、別表2の値を代入し、掲載料を算定する。

3 本条に該当する営利出版物等について許可を得た利用者は、出版等の詳細が決定次第、速やかに貴重資料掲載届(様式5-3)を提出する義務を有する。

第16条 前条に掲げた場合を除き、無償とする。

第17条 インターネットで公開しているデジタルデータのうち、別表1に指定するデータベースに含まれるものの利用については、第14条及び第15条の規定にかかわらず、申請の手続き及び掲載料の納付を要しない。

第18条 利用者は、使用した出版物等において、当該貴重資料が岡山大学附属図書館所蔵である旨、改変した場合はその旨を明記する義務を有する。

第19条 利用者は、使用した出版物等、出版物等の写し、又は利用状況の写しのいずれか1部を、附属図書館に寄贈する義務を有する。

(現物及び軸装複製絵図の貸付)

第20条 現物の貸付は、次の各号に掲げる者に限り認める。ただし、重要文化財については、文化財保護法第53条第1項に該当する場合に限り認める。

- 一 登録博物館
- 二 博物館相当施設
- 三 その他館長が特に認めた者

第21条 軸装複製絵図の貸付は、前項に掲げる者に加え、次の各号に掲げる者に対して認める。

- 一 博物館類似施設
- 二 その他教育研究機関

第22条 現物及び軸装複製絵図の貸付を希望する者は、貴重資料現物貸付申請書(様式6-1)を提出し、貴重資料現物貸付許可書(様式6-2)による館長の許可を得なければならない。

第23条 現物の搬送は、第20条に規定する者に所属する学芸員、又は専門業者によるものとする。

2 現物及び軸装複製絵図の搬送に係る費用は、すべて利用者の負担とする。

(雑則)

第24条 利用者は、この要項の定めにより入手した貴重資料の複写物、デジタルデータ(別表1に指定するデータベースに含まれるものを除く)、自己撮影データ及びその他の複製物について、館長の許可なく第三者へ再配布してはならない。

第25条 この要項及び附属図書館の指示に従わない利用者に対しては、貴重資料の利用を禁止することがある。

附則

この要項は、平成24年9月20日より施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要項は、平成30年6月12日より施行する。

附則

この要項は、令和元年7月11日より施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要項は、令和3年3月10日より施行する。

別表1（第8条第2項及び第17条関係）

古文献ギャラリー

別表2（第15条第2項関係）

同一企画による冊子の 発行実績又は発行予定	電子書籍の税込定価	発行部数に代入する値
有		冊子の発行実績及び 発行予定の合計部数
無	1,000円以下	30,000
	1,001円以上 3,000円以下	5,000
	3,001円以上	800

貴重資料マイクロフィルム等閲覧・複写願

岡山大学附属図書館長 殿

提出日	
氏名	
所属・役職	
住所	
電話番号	

下記のとおり閲覧及び複写したく、お願いします。

記

1. 目的 (注) 教育, 学術又は文化に資する目的に限ります。

--

2. 対象資料 (注) 「別紙参照」と記入し, 必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。

文庫名	リール番号	コマ番号	資料名 (注) 省略可	複写有無
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

3. 遵守事項

- 出版物等への掲載, 放送番組等での使用, その他公衆の利用に供する場合は, 別途事前に貴重資料掲載申請書を提出します。
- 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し, 岡山大学附属図書館の指示に従います。

以上

事務 処理	複写料金	支払区分	
	@ 円 × 枚 = 計 円	<input type="checkbox"/> 学内	<input type="checkbox"/> 校費 (財源:) <input type="checkbox"/> 私費 (領収: 年 月 日)
		<input type="checkbox"/> 学外・私費 (領収: 年 月 日)	

貴重資料デジタルデータ閲覧願

岡山大学附属図書館長 殿

提出日	年 月 日
氏名	
所属・役職	
住所	
電話番号	

下記のとおり閲覧したく、お願いします。

記

1. 目的 (注) 教育、学術又は文化に資する目的に限ります。

--

2. 対象資料 (注) 「別紙参照」と記入し、必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。

文庫名	資料番号	資料名

3. 遵守事項

- 出版物等への掲載，放送番組等での使用，その他公衆の利用に供する場合は，別途事前に貴重資料掲載申請書を提出します。
- 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し，岡山大学附属図書館の指示に従います。

以上

貴重資料デジタルデータ提供申請書

申請日 年 月 日

岡山大学附属図書館長 殿

申請者

岡山大学附属図書館所蔵貴重資料デジタルデータの提供について、下記のとおり申請します。

記

1. 目的 (注) 教育、学術又は文化に資する目的に限ります。

2. 対象資料 (注) 「別紙参照」と記入し、必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。
(文庫名) (資料番号) (資料名)

3. 遵守事項
 - 一 第三者へ再配布しません。
 - 二 出版物等への掲載、放送番組等での使用、その他公衆の利用に供する場合は、別途事前に貴重資料掲載申請書を提出します。
 - 三 デジタルデータの提供に係る費用は、すべて申請者が負担します。
 - 四 記録媒体を借用する場合は、デジタルデータ受領後、30日以内に返却します。又、委託撮影を行う場合は、作成したデジタルデータの複製を収めた記録媒体を寄贈します。
 - 五 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従います。

4. 連絡先 (注) (*)は申請者が団体の場合のみ記入してください。
担当者(*) 所属(*)
住 所
電 話 FAX
電子メール

以上

貴重資料デジタルデータ提供許可書

年 月 日

殿

岡山大学附属図書館長

年 月 日付で申請のあった岡山大学附属図書館所蔵貴重資料デジタルデータの提供について、下記のとおり許可します。

記

1. 目的

2. 対象資料

3. 許可条件

- 一 第三者への再配布を禁止する。
- 二 出版物等への掲載、放送番組等での使用、その他公衆の利用に供する場合は、別途事前に貴重資料掲載申請書を提出すること。
- 三 デジタルデータの提供に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- 四 記録媒体を借用する場合は、デジタルデータ受領後、30日以内に返却すること。又、委託撮影を行う場合は、作成したデジタルデータの複製を収めた記録媒体を寄贈すること。
- 五 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従うこと。

以上

貴重資料現物閲覧・自己撮影願

岡山大学附属図書館長 殿

提出日	年 月 日
氏名	
所属・役職	
住所	
電話番号	

下記のとおり閲覧及び自己撮影したく、お願いします。

記

1. 目的 (注) 教育、学術又は文化に資する目的に限ります。

--

2. 対象資料 (注) 「別紙参照」と記入し、必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。

文庫名	資料番号	資料名 (注) 省略可	点数	自己撮影有無
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

3. 遵守事項

- 火気、湿気、光（フラッシュ撮影禁止）、手垢、筆記用具（鉛筆のみ可）等による貴重資料への悪影響を回避し、破損及び汚損を最大限防止します。
- 出版物等への掲載、放送番組等での使用、その他公衆の利用に供する場合は、別途事前に貴重資料掲載申請書を提出します。
- 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従います。

以上

貴重資料掲載申請書

申請日 年 月 日

岡山大学附属図書館長 殿

申請者

岡山大学附属図書館所蔵貴重資料の掲載について、下記のとおり申請します。

記

1. 出版物等 (注) 教育、学術又は文化に資する出版物等に限ります。企画出版、放送番組等の場合は企画書を添付してください。

① タイトル

② 発行者 (又は放送局等)

③ 発行日 (又は放映日等) 年 月 日 (予定)

2. 対象資料 (注) 「別紙参照」と記入し、必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。

(文庫名)

(資料番号)

(資料名)

3. デジタルデータ提供希望の有無 (注) いずれかを選択してください。

デジタルデータの提供を希望する (※提供に係る費用はすべて申請者が負担)

デジタルデータの提供を希望しない

4. 遵守事項

一 上記出版物等において、岡山大学附属図書館所蔵である旨を明記します。

二 上記出版物等を、発行後、岡山大学附属図書館に寄贈します。

三 営利出版物等への掲載の場合は、詳細が決定次第所定の届を提出し、掲載料を支払います。

四 デジタルデータ提供のために記録媒体の貸与を受ける場合は、デジタルデータ受領後、30日以内に返却します。又、委託撮影を行う場合は、作成したデジタルデータの複製を収めた記録媒体を寄贈します。いずれの場合も、第三者へ再配布しません。

五 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従います。

5. 連絡先 (注) (*)は申請者が団体の場合のみ記入してください。

担当者(*)

所属(*)

住所

電話

FAX

電子メール

以上

貴重資料掲載許可書

年 月 日

殿

岡山大学附属図書館長

年 月 日付で申請のあった岡山大学附属図書館所蔵貴重資料の掲載について、下記のとおり許可します。

記

1. 出版物等

① タイトル

② 発行者（又は放送局等）

③ 発行日（又は放映日等） 年 月 日（予定）

2. 対象資料

3. 掲載料

無償 有償（税込定価×（掲載頁数／発行頁数）×（3／100）×発行部数）

4. デジタルデータ提供の有無

デジタルデータを提供する デジタルデータを提供しない

5. 許可条件

- 一 上記出版物等において、岡山大学附属図書館所蔵である旨を明記すること。
- 二 上記出版物等を、発行後、岡山大学附属図書館に寄贈すること。
- 三 掲載料を有償とされた場合は、詳細が決定次第、別紙様式5-3を提出し、所定の掲載料を支払うこと。支払方法については後日通知する。
- 四 デジタルデータ提供のために記録媒体の貸与を受ける場合は、受領後30日以内に返却すること。又、委託撮影を行う場合は、作成したデジタルデータの複製を収めた記録媒体を寄贈すること。いずれの場合も、第三者への再配布を禁止する。
- 五 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従うこと。

以上

貴重資料掲載届

届出日 年 月 日

岡山大学附属図書館長 殿

会社印

届出者

代表者印

(注) 会社印と代表者印が重ならないようご注意ください。

許可を受けた岡山大学附属図書館所蔵貴重資料の掲載について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 出版物等 (注) 電子書籍の場合は、④に岡山大学附属図書館貴重資料利用要項別表の規定値を記入してください。

貴重資料掲載許可書の日付 年 月 日

① タイトル

② 発行者 (又は放送局等)

③ 発行日 (又は放映日等) 年 月 日

④ 発行部数 部

⑤ 定価 (税込) 円

⑥ 総頁数 (又は総収録時間) 頁 (または分)

⑦ 掲載頁数 (又は掲載時間) 頁 (または分)

2. 遵守事項

- 一 所定の掲載料 (税込定価 × (掲載頁数 / 発行頁数) × (3 / 100) × 発行部数) を、指定された方法により支払います。
- 二 上記出版物等を増刷する場合は、別途事前に貴重資料掲載申請書を提出します。
- 三 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従います。

3. 連絡先

担当者 所属

住所

電話 FAX

電子メール

以上

貴重資料現物貸付申請書

申請日 年 月 日

岡山大学附属図書館長 殿

申請者



岡山大学附属図書館所蔵貴重資料の現物及び軸装複製絵図の貸付について、下記のとおり申請します。

記

1. 目的 (注) 教育、学術又は文化に資する目的に限ります。展示会等の場合は、企画書を添付してください。
2. 対象資料 (注) 「別紙参照」と記入し、必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。
(文庫名) (資料番号) (資料名) (点数)
3. 貸付希望期間
年 月 日 ~ 年 月 日
4. 搬送、防災、防犯及び保管体制 (注) 「別紙参照」と記入し、必要事項を記載した別紙を添付しても構いません。又、対象資料に重要文化財を含む場合は、文化財保護法第53条第1項に該当することを証明する書類の写しを添付してください。
5. 遵守事項
 - 一 展示等を行う場合は、岡山大学附属図書館所蔵の旨を明記します。
 - 二 破損、汚損、紛失及び盗難等を最大限防止します。損害が発生した場合は、岡山大学附属図書館と協力して現状の回復に努めます。又、原状回復に係る費用は、すべて申請者が負担します
 - 三 出版物等への掲載、放送番組等での使用、その他公衆の利用に供する場合は、別途事前に貴重資料掲載申請書を提出します。
 - 四 搬送に係る費用は、すべて申請者が負担します。
 - 五 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従います。
6. 連絡先
担当者 所属
住所
電話 FAX
電子メール

以上

貴重資料現物貸付許可書

年 月 日

殿

岡山大学附属図書館長



年 月 日付で申請のあった岡山大学附属図書館所蔵貴重資料の現物及び軸装複製絵図の貸付について、下記のとおり許可します。

記

1. 目的

2. 対象資料

3. 貸付期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4. 許可条件

- 一 展示等を行う場合は、岡山大学附属図書館所蔵の旨を明記すること。
- 二 破損、汚損、紛失及び盗難等を最大限防止すること。損害が発生した場合は、岡山大学附属図書館と協力して原状の回復に努めること。又、原状回復に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- 三 出版物等への掲載、放送番組等での使用、その他公衆の利用に供する場合は、別途事前に貴重資料掲載申請書を提出すること。
- 四 搬送に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- 五 岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を遵守し、岡山大学附属図書館の指示に従うこと。

以上